

政 委 第 35 号

平成21年12月9日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成21年8月28日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成20年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の契約の適正化に関する調査結果について別紙2のとおり、独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果について別紙3のとおり、内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例について別紙4のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成21年3月30日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないことを認識し、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成20年度における内閣府所管4法人（国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（契約の適正化）

- 1 契約の適正化に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会における評価の具体的視点等

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」^(注)とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、平成19年度に引き続き、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）（以下「評価

の視点等」という。)を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。評価の視点等においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況、契約の再委託に係る状況把握に関する評価、さらには、応札者の範囲拡大の取組等個々の契約の競争性・透明性の確保に係る評価について、留意すべき具体的視点等を示したところである。

(注) 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果

各府省評価委員会は、評価の視点等において示された事項を踏まえ契約の適正化に関する評価を行うこととなるが、当委員会は、より精度の高い評価活動を支援する観点から、府省の協力の下、当該評価に当たり参考になると考えられる法人等の諸データを収集・調査した。

調査の項目は、①競争性のない随意契約の状況、②1者応札の状況、③随意契約見直し計画の進捗状況、④契約規程類の措置状況、⑤再委託の状況、⑥契約執行・審査体制の状況であり、調査結果を別紙2「独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果」として取りまとめた。

3 内閣府所管独立行政法人における契約状況

平成20年度における内閣府所管独立行政法人における契約の状況は、表3-①のとおりである。

平成20年度における内閣府所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、19年度と比較して、145件、約6.3億円減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は件数で36.7ポイント、金額で5.7ポイント減少している。

なお、内閣府所管独立行政法人全体においては、特定委託契約^(注)について再委託契約が行われたものはない。

また、内閣府所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、表3-①のとおり、106件(48.4%)となっており、平成19年度と比較して、54件増加し、一般競争入札全体に占める1者応札の割合は5.8ポイント増加している。

(注) 特定委託契約とは「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)におい

て措置を求められている「試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）」するものである。

表3-① 内閣府所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円））						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数（%）/一般競争入札件数） 注3	関連法人	
	平成19年度			平成20年度				関連法人数 注4	関連法人との契約がある法人 注5
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立公文書館	32 5.0	51 2.9	83 7.9	47 5.0	17 1.5	64 6.5	10 (33.3%) 30		
国民生活センター	28 4.6	47 5.2	75 9.8	54 13.8	28 5.3	82 19.1	12 (25.0%) 48		
北方領土問題対策協会	6 0.6	6 0.4	12 1.0	11 1.2	1 0.0	12 1.2	3 (50.0%) 6	1	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	88 81.8	121 7.8	209 89.6	161 77.4	34 3.2	195 80.6	81 (60.0%) 135		
合計 (内閣府所管)	154 (40.6%)	225 (59.4%)	379 (100.0%)	273 (77.3%)	80 (22.7%)	353 (100.0%)	106 (48.4%) 219	1	
	92.0 (85.0%)	16.3 (15.0%)	108.2 (100.0%)	97.4 (90.7%)	10.0 (9.3%)	107.4 (100.0%)	52 (42.6%) 122		
	43,428 (45.7%)	51,530 (54.3%)	94,958 (100.0%)	63,357 (75.2%)	20,864 (24.8%)	84,221 (100.0%)	17,423 (48.8%) 35,711		
合計 (独立行政法人全体)	14,912.7 (60.2%)	9,872.3 (39.8%)	24,785.0 (100.0%)	17,865.7 (73.2%)	6,528.6 (26.8%)	24,394.1 (100.0%)	10,809 (44.5%) 24,306	371	

- (注) 1 「平成20年度業務実績評価に関する調査（契約の適正化）について」（平成21年6月10日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会事務局。以下「独法分科会通知」という。）を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 府省「合計」と独立行政法人全体「合計」欄の網掛け部分は、平成19年度実績である。
- 4 関連法人数は、平成20年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の合計数を記載している。
- 5 各法人の平成20年度の財務諸表等を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載した。
- 6 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

4 平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に関するもの）についての意見

平成20年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価においては、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、内閣府所管4法人の契約の適正化に関する評価結果について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における平成20年度評価結果をみると、内閣府所管4法人のうち、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある2法人については、表4-1(1)のとおり、例えば、総合評価方式等を実施する場合のマニュアル等が整備されていないにもかかわらず、評価結果においては、マニュアル等が整備されていないことについて言及されていないなどの状況がみられた。

例えば、総合評価方式による契約の実施に当たっては、当該契約の公正性や透明性を確保し、客観的に技術的要素等の評価を行うため、あらかじめマニュアル等を整備しておくべきであり、当該マニュアル等の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表4-1(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
国立公文書館	・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（言及なし）
北方領土問題対策協会	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（言及なし）

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。